

公立大学法人岡山県立大学第2期中期計画

目 次

(前文)	P 1
I 基本理念等	P 1
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	P 2
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	P 9
IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	P 11
V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標 を達成するためとるべき措置	P 13
VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標 を達成するためとるべき措置	P 13
VII 予算、収支計画及び資金計画	P 14
VIII 短期借入金の限度額	P 14
IX 剰余金の使途	P 14
X 重要な財産の譲渡等に関する計画	P 14
XI その他規則で定める事項	P 14

公立大学法人岡山県立大学第2期中期計画

(前文)

公立大学法人岡山県立大学は、時代の要請や社会・経済情勢の変化を捉えながら、地域に根ざし、県民の期待に応える魅力ある大学としてさらに発展するため、第2期中期目標に基づく中期計画を次のとおり定めるものである。

I 基本理念等

公立大学法人岡山県立大学は、「人間尊重と福祉の増進」という建学の理念と、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」という教育研究の理念を基本理念とする。

この基本理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する公立大学ならではの研究活動に取り組みとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて岡山の新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

第2期中期計画期間において、各学部及び大学院の各研究科にそれぞれ次の学科及び専攻を置き、中期目標を達成する取組を行う。

学 部	保健福祉学部	看護学科 栄養学科 保健福祉学科
	情報工学部	情報通信工学科 情報システム工学科 スポーツシステム工学科
	デザイン学部	デザイン工学科 造形デザイン学科
研究科	保健福祉学 研究科	看護学専攻（博士前期課程） 栄養学専攻（博士前期課程） 保健福祉学専攻（博士前期課程） 保健福祉科学専攻（博士後期課程）
	情報系工学 研究科	システム工学専攻（博士前期課程） システム工学専攻（博士後期課程）
	デザイン学 研究科	デザイン工学専攻（修士課程） 造形デザイン学専攻（修士課程）

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 現代社会の一員として生きる基礎能力を養う。
- イ 専門性を修得させるとともに、専門を起点とする知識の拡がりを把握させる。
- ウ 創造力と統合力を修得させる。
- エ コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(ア) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 確かな専門知識・技術・判断力に裏づけされた高い倫理性を持つ看護師・助産師を育成するための教育を充実させる。
- ・ ヒューマンケアリングが実践できる能力を育成するための教育を充実させる。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	現状 (H19~23年度平均)	目標 (最終年度) ※
看護師国家試験	99	100
助産師国家試験	100	100
保健師国家試験	97	97

※但し、保健師国家試験の受験は平成 27 年 3 月の卒業生まで

② 栄養学科

- ・ 栄養科学の基礎から応用まで高度な知識と実践力を育成する教育を充実させる。
- ・ グローバルな視野をもって問題を解決できる人材を育成する教育を充実させる。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	現状 (H19~23年度平均)	目標 (最終年度)
管理栄養士国家試験	92	95

③ 保健福祉学科

- ・ 社会福祉学専攻では、実践力を備え新しい福祉ニーズに対応できる専門職を育成するための教育を充実させる。
- ・ 子ども学専攻では、幼保一体化に対応した専門職を育成するための教育を充実させる。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	現状 (H19~23年度平均)	目標 (最終年度)
社会福祉士国家試験	78	80
介護福祉士国家試験	—	95

※但し、介護福祉士国家試験の受験は平成 28 年 3 月の卒業生から開始される。

(イ) 情報工学部

科学技術の進展とグローバル化、地域・社会における産業・技術の動向などを踏まえ、環境変動に適切に対応できる技術者を育成するため、専門分野別に学科横断的な教育プログラムを整備充実させる。

特に、スポーツシステム工学科については、人体の動的な特性の解明に重きをおく人間系サイエンスとICTを駆使した情報系のエンジニアリングを融合した教育を充実させ、超高齢社会の諸問題の解決に貢献できる技術者の育成を目指す。

(ウ) デザイン学部

デザイン学の確立を図り、地域の課題解決ができる企画提案型人材を育成するため、実技教育、少人数教育など、柔軟で多様な教育体系や指導方法を整備充実させる。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

① 看護学専攻

- ・ 国際的な視野を持ち、高度な知識・技術・研究能力を身につけた専門職の育成を目指す。
- ・ 平成25年度から大学院博士前期課程に移行する保健師教育においては、学士課程との効果的な連続性に留意しつつ、教育プログラムの展開を図る。

○ 国家試験の合格率(%)

試験名	現状 (H19~23年度平均)	目標 (最終年度)
保健師国家試験	—	100

※但し、国家試験の受験は平成27年3月の修了生から開始される。

② 栄養学専攻

- ・ 国際的な視野を持ち、高度な知識・技術・研究能力を身につけるとともに、それを生かして地域社会で指導者・実践者として貢献できる人材の育成を目指す。

③ 保健福祉学専攻

- ・ 国際的な視野を持ち、保健福祉領域における諸問題を多面的な観点から探索し、問題解決能力を有する高度な専門職の育成を目指す。

【博士後期課程】

① 看護学大講座

- ・ 看護の知を創造して、国際的な場で教育研究を遂行・実践できる人材の育成を目指す。
- ・ 保健・医療の質の向上に貢献できる看護のリーダーの育成を目指す。

② 栄養学大講座

- ・ 国際的な先端研究を遂行でき、栄養学領域において地域社会で指導者・実践者として貢献できる人材並びに国際的な研究者となれる人材の育成を目指す。

③ 保健福祉学大講座

- ・ 創造性と国際的な視野を備え、保健福祉領域における学術の継承と発展を担う教育者、研究者の育成を目指す。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

技術者に求められる対応領域の多様化・高度化及び国際化に適合できるように、教育内容の刷新を図る。

【博士後期課程】

国際的な視野を備え、情報技術を多様な分野に展開できる人材育成を図るために、教育内容及び指導体制の刷新を図る。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

専門的思考力・技術及び国際的・総合的視野を備えた指導的実務者、研究者としてのデザイナーを育成するための教育内容・実施体制を充実させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における「どのような学生を求めるのか」を入学志願者にわかりやすく情報提供する。

また、求める資質の入学者を適切に選抜するため、入学者選抜方式及び試験内容の見直し・改善を図る。

イ 教育課程

(ア) 全学教育研究機構（全学教育の全学的な実施組織）が主体となって、全学教育の充実を図る。

(イ) 国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、中級英語Ⅰ、Ⅱの必修化等による実践的な英語教育、語学・文化研修等による東アジア圏の外国語教育に重点を置く。

(ウ) 学士課程では、高大接続教育や、全学教育科目と学部教育科目との間で教育内容の効果的な連携により、様々な時代的・社会的要請に適切に対応できる能力を育成する。

(エ) 大学院の課程では、他研究科の授業科目の受講や学会及び学外研究会への参加により、専攻分野の深化を図るとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を育成する。

ウ 教育方法

(ア) 大学教育へ円滑に移行できるように、高大接続教育、入学前教育を工夫する。

(イ) 学士課程では、全学教育を充実し、基礎知識や応用能力の修得と、豊かな人間性の涵養に主眼を置いた教育を行い、その上に立った専門教育を実施する。

(ウ) 大学院の課程では、専攻分野における研究能力を向上させ、広い視野で主体的に問題発見・問題解決ができる能力を修得し発揮できるように教育研究体制を整備する。

また、教育研究の充実と社会のニーズを的確に把握するため、他大学の大学院、公的試験研究機関や民間の研究所等と人的交流を行い、必要に応じて連携大学院方式の推進等に取り組む。

(エ) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を整理し、それに基づいて現状のシラバスの更なる改善を行い、改善されたシラバスに基づく授業及び成績評価を厳格に行う。

また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定め、これに基づいた修了認定を厳格に行う。

さらに、成績評価分析を常に実施し、教育方法等の改善に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員の配置等

本学の教育目標に則して、新たな学問の展開や社会状況に対応できるように、学部・学科の枠を越え、全学的な視点に立った弾力的な教員選考・教員配置を行う。

(※職員の配置については、Ⅲ 4 (2) イ参照)

イ 教育環境の整備

(ア) 語学センターでは、英語の自主学習ソフトの利用促進と、貸出用教材の充実を図るなど、学生が使える英語を習得できるよう支援体制の一層の充実を図るとともに、国際交流の場を提供する。

また、引き続き学内でTOEIC I Pテストを定期的実施し、学生の語学力の向上を図る。

○TOEIC I Pテスト

項目	現状 (H19~23 年度平均)	目標 (最終年度)
受験者数	45 人	300 人
500 点以上取得者数	15 人	100 人

(イ) 情報教育センターでは、学生の情報活用能力の向上を図るため、学生の自主学習や教員の教育活動の支援体制の充実を図る。

また、学内の全学教育用・業務処理用情報システムの整備・更新等を効率的に行う支援をする。

(ウ) 健康・スポーツ推進センターでは、スポーツ及び健康に関する教育、課外活動の充実と向上を図るとともに、スポーツを通じての学生や教職員の親睦と健康維持を目指す。

また、地域住民を対象にしたグランドゴルフ大会の開催等、スポーツを通じた地域貢献に寄与する。

(エ) 附属図書館では、図書・資料の電子化と図書館の利用形態の変化に対応し、閲覧環境の充実と利便性の向上に努める。

また、大学の学部構成等を考慮した特色ある図書・資料の充実に努めるとと

もに、学生、教職員及び学外利用者に対する教育研究支援サービス等の充実に取り組み、その利用促進を図る。

ウ 教育の質の改善

(ア) 評価委員会が中心となり、大学教育のあり方を検討した上で、教育内容や授業方法の改善に資するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を、年次計画を立てて継続的に実施する。

(イ) 評価委員会と各学部・学科が連携を取りながら、教員の個人評価結果や学生の授業評価アンケート結果を分析して、教育の質の改善に活用する。

(ウ) 教育年報を発行し、本学の教育活動の成果を集約し、各種評価のための資料を提供するとともに、次年度に向けた教育の質の改善の指針を提示する。

(エ) 教員の教育力向上等に直接結びつく調査、実践活動に対する学内競争的資金を充実させる。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援に関する目標を達成するためとるべき措置

教員が学生の訪問時間帯を設けて研究室で待機し、授業等の疑問点や個人的な悩みなどの相談を受けるオフィスアワー制度、学生毎にアドバイザー教員を決め進路や学業などの相談を受けるアドバイザー制度、保健室の専門の職員による健康管理体制及び心配ごとや悩みを専門のカウンセラーが聞く「ほっとルーム(学生相談室)」などの充実を図り、自主学習及び生活・進路相談における指導体制を強化する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

学業成績が優秀で経済的支援が必要な学生については、授業料減免制度の活用、各種奨学金の斡旋などにより支援する。

(3) 就職支援に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学生が単なる就職活動に止まらず、人間形成や職業観などを幅広く身につけられるように、教員は日頃の授業を通じてキャリア形成支援に努める。

イ 学生のキャリア形成を支援するため、インターンシップ等の機会を充実させる。

ウ 就職相談、各種ガイダンスや模擬試験を実施し、学生の状況に応じた指導や支援を行うとともに、企業の学内説明会の実施、インターネット及び就職相談室での求人情報等の提供などにより、学生が就職活動を効率的に展開できるよう支援する。

○ 卒業生の就職率 (%)

学部名	現状 (H19~23年度平均)	目標 (最終年度)
保健福祉学部	96.8%	97%
情報工学部	95.2%	97%
デザイン学部	87.8%	95%

※ 就職率=就職者数/就職希望者数

(4) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

外国人留学生に対しては、奨学金制度の調査・情報提供、学習面・生活面での支援や住居の確保等に取り組む。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

教員が、地域の課題や社会の要請に応える各々の専門分野の研究成果を国内外で積極的に発表する。その成果をもとに、学内での競争原理を効果的に適用して教員のレベル向上を図る。

また、学部・学科毎に、研究成果の目標を設定し、目標達成に向けて取り組む。

イ 研究者情報の発信

本学全教員の情報を集約した教育研究者総覧を毎年度更新することで、教員相互の情報交換及び評価に役立てるとともに、学外へ情報発信する。

また、各学部・大学院は、研究成果を国立情報学研究所の学術コンテンツ登録システムに登録し、国内外に積極的に情報発信する。

ウ 大学として重点的に取り組む課題

本学の基本理念に沿った研究課題を一定年度毎に設定し、その研究成果を社会に還元することで、国内外からの評価を受ける。

エ 倫理審査

倫理的な配慮を図るため、教員が人間を直接対象として行う医学、生物学及び関連諸科学の研究を行う場合は、必要に応じて倫理委員会の審査を受ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

研究組織や研究資金の配分等の研究実施体制は第1期中期計画で整備されたので、その有効性を検証するために、学内の競争的研究資金の配分を受けた研究成果の評価を厳密に行う。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学部を超えて共同研究等を推進する全学的な組織である地域共同研究機構の機能を強化するとともに、社会活動委員会が中心となり、地域貢献をより一層推進する。

(ア) 産学官連携推進センターにおいて、本学の多様な学術研究に関わる知的資源を活用し、地域企業との共同研究や受託研究等を積極的に推進する。

○ 外部研究資金獲得件数（年間）

資金の種類	現状（H19～23年度平均）	目標（最終年度）
共同研究	28件	40件以上
受託研究	30件	40件以上
教育研究奨励寄附金	29件	40件以上

(イ) 保健福祉推進センターにおいて、研究会活動を通じた学術支援等により、看護師、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭等の専門家の能力の向上を図るほか、市町村が開催する保健福祉関連行事や研究活動の支援を行う。さらに、県・市町村・地域住民と協働して、子ども支援と子育て支援の充実を図る。

また、県民を対象とした、健康・福祉に関する情報発信を行う。

(ウ) 認定看護師教育センターにおいて、糖尿病看護の高度な実践者を育成する。

さらに、保健福祉推進センターと協力して、地域住民を対象にした糖尿病に関する相談の場を設ける。

(エ) 福祉・健康まちづくり推進センターにおいて、学内教員の研究ネットワークを形成するとともに、学外では地域企業や行政と連携・協働して、地域における介護・福祉環境の充実、高齢者向け快適ヘルスケア施設の開発等、安心・安全まちづくりを実現するための実学的研究・開発を推進する。

また、超高齢社会を迎えようとしている東アジア圏において、研究及びビジネス展開を支援する。

(オ) 社会貢献年報を発行し、本学の地域貢献活動等の成果を集約し、学内外にその活動を紹介するとともに、次年度に向けた社会貢献活動の改善の指針を提示する。

イ 県内高校の校長や進路指導担当教員と定期的に協議・情報交換を行うとともに、各学部において大学・高校間の双方向での学習効果を高める取組を推進する。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 異分野の複数教員の連携で実学創造の学域融合研究を行う「領域・研究プロジェクト」を推進する。

イ 教員とコーディネータが企業等に出向き、研究内容の紹介や技術相談、情報交換等を行うアクティブ・ラボを積極的に推進する。

○ アクティブ・ラボ実施件数（年間）

項目	現状（H19～23年度平均）	目標（最終年度）
訪問企業数	31件	50件以上

ウ OPUフォーラムを本学で毎年度開催し、教員の研究紹介や企業・団体との交流促進を図る。

エ 県内外の経済団体、企業、産業支援機関、行政等との連携を深め、外部に対し

ては本学の研究シーズの情報、学内の教員に対しては競争的資金の公募や産学官連携行事等の情報を発信する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の大学との間で、国際共同研究を行っている教職員や学生の幅広い分野での相互交流を推進する。

○海外の大学との国際共同研究数

項目	現状 (H19～23 年度平均)	目標 (最終年度)
国際共同研究数	9 件	15 件

イ 国際交流協定を締結する大学を必要に応じて拡大する。

○国際交流協定締結大学数

項目	現状 (H24 年度)	目標 (最終年度)
締結大学数	7 大学	10 大学

ウ 学生の海外研修を推奨するとともに、留学生の受入と派遣を進める。

○語学・文化研修の参加と受入数、留学生の派遣と受入数

項目	現状 (H24 年度)	目標 (最終年度)
海外での語学・文化研修参加者数	24名	30名
海外からの語学・文化研修受入数	20名	25名
海外への留学生派遣数	0名	3名
海外からの留学生受入数	10名	20名

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

本学の人的・知的資源を活用して、「大学コンソーシアム岡山」の単位互換制度への授業科目の提供、社会人教育への講師派遣等の人づくりや街づくりなどの取組に積極的に参画する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の推進

ア 理事長（学長）のリーダーシップ

理事長（学長）は、学内コンセンサスの確保に留意しながら全学的な立場でリーダーシップを発揮し、大学運営に関して責任ある意思決定を迅速かつ的確に行う。

イ 理事長（学長）の補佐体制

理事長がリーダーシップを発揮できるよう、「総務・財務」、「経営」、「教育研究」、「産学官連携」の各担当理事が責任をもって理事長を支える。

大学運営に学外の幅広い意見を反映させるため、理事や審議会等の委員に学外の有識者や専門家を登用する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、研究科長を兼務し、学長の指示を受けるとともに、それぞれの教育研究分野を担当する教員の意見にも配慮して、学部全体の意思決定及び運営を大学の方針に基づいて適正かつ効率的に行うよう努める。

エ 教員組織と事務組織との連携強化

教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、相互理解を深め協働して機動的な大学運営を行う。

オ 各種委員会の運営

各種委員会において、各委員はその審議結果を責任をもって各部局の教職員に周知させる。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の推進

ア 全学的、中長期的な視点に立ち、大学の目標と教育研究上の重点分野に留意しつつ、CC戦略に基づいて、学部の枠にとらわれず学内の資源配分を行う。

※CC戦略：

学内を競争 [competition] と協働 [collaboration] と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略

イ 年度毎に部局長会議で大学の重点課題を決定し、大学としてその課題解決に向けた取組に資源を集中投資するとともに、その活動成果を検証して、今後の方針に反映させる。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 毎年度、公開講座等を実施し、県民に親しまれる大学づくりを行う。

イ 地域に出向いて社会人向けの講演や専門分野に関する研究会を行うアクティブキャンパス（移動型の情報発信基地）を推進し、地域の多様な要望に応える。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 認証評価機関及び地方独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、大学の組織、業務運営及び教育研究活動について、継続的な見直しを行う。

イ 監事による法人業務の監査結果を大学運営に適切に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

地域の要請に応え、地域とともに発展する大学となるため、教育研究組織の充実を図るとともに、必要に応じて学外組織との間で組織編成や運営の協働化を検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の運用

労働関係の法改正に伴う対応を適正に行うとともに、柔軟で弾力的な人事管理を行う。

(2) 能力・業績等を向上させる制度の運用

ア 教員の個人評価制度を適正に運用し、教員の意欲の向上、資質の向上を図る。

イ 理事長（学長）は、個人評価制度により改善を求められた教員と面談し、問題解決のアドバイスを行うとともに、全学の管理運営上の改善の参考とする。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

業務の進め方について不断の見直しを行い、情報システムの導入等、適切な手段を用いて事務処理の合理化・効率化を行う。

(2) 事務組織の見直し

ア 事務職員については、県からの派遣職員数が段階的に削減される見通しであることから、法人職員を計画的に採用し、育成する。

イ 適正な規模の人員配置を実現するため、組織運営の効率化を図るとともに、非常勤職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。

ウ 優秀な人材の確保及び定着のため、男女が共に働きやすい勤務環境の整備に努める。

(3) 事務職員の能力向上

事務職員の人事評価制度を適正に運用し、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図る。

また、学内・学外を問わず研修受講の機会を増やして、SDスタッフ・ディベロップメント)活動を推進する。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金は、県の認可に係る上限額の範囲内で、他大学の動向、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的な見直しを行う。

イ 学生納付金の納付については、コスト（手数料）、手続の簡便性、安全性、学生の便宜等の観点から、口座振替利用を進める。

(2) 外部資金の獲得

ア 国の科学研究費助成事業等の競争的研究資金や大学改革推進等補助金の獲得に向け、理事長のリーダーシップの下、戦略的な取組を強化する。

○ 科学研究費助成事業採択件数・金額（年間）

学部名	現状 (H19~24 年度平均)	目標 (最終年度)
保健福祉学部	26 件	40 件以上
	36,373 千円	56,000 千円以上
情報工学部	14 件	40 件以上
	20,083 千円	56,000 千円以上
デザイン学部	1 件	10 件以上
	1,200 千円	12,000 千円以上

イ 産学官連携を地域のみならず全国規模で推進し、共同研究・受託研究・教育研究奨励寄附金の外部研究資金の獲得をより一層推進する。

○ 外部研究資金獲得金額（年間）

資金の種類	現状 (H19~23 年度平均)	目標 (最終年度)
共同研究	11,505 千円	16,000 千円以上
受託研究	53,608 千円	70,000 千円以上
教育研究奨励寄附金	13,027 千円	16,000 千円以上

※獲得件数については、Ⅱ 4 (1) ア (ア) 参照

(3) その他の自己収入確保

地域社会の要請に対応した専門分野の講習会・研究会等の受講料や施設・設備の貸出しによる使用料収入等の増加を図る。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 教育研究の水準を向上させるため、施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、教育研究施設等の計画的な維持管理、補修を行う。

(2) 大学運営に支障のない範囲で大学施設を一般に開放する。

(3) 資産運用、資金管理については、安全性、安定性等を考慮しつつ、法律で認められた範囲内で余裕資金の効率的、効果的な運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 競争性のある調達徹底、外部委託と内部資源活用のコスト比較、内部事務の効率化・省力化などにより、管理経費・投資経費の節減を図る。
- (2) 教職員のコスト意識の涵養に取り組むとともに、教育研究活動経費の効率的かつ適正な執行に努める。
- (3) 運営費交付金が、計画期間中の6年間、毎年度段階的に削減される見通しであることから、教育費・研究費までを含めた各種経費の見直しを行うとともに、人件費についても、教職員定数を見直すなど、節減に努める。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

大学が教育研究の質の充実を図るとともに、教育研究活動の透明性を高めるため、評価委員会において、運営や教育・研究活動を定期的に自己点検・評価する。

また、学部及び大学院の教育方法・内容・カリキュラムやアドミッション・ポリシーと教育内容の整合性については、教育研究活動委員会において定期的に評価する。

さらに、入試の実施方法については、入試委員会で点検・改善を行い、その効果を評価する。

(※外部評価結果による改善については、Ⅲ 1 (4) ア参照)

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

広報専門委員会において戦略的な広報活動を企画し、その戦略に基づき、教育研究活動や地域貢献活動、業務運営に関する各種情報を効果的に発信する。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

教育研究機能を充実させるため、施設設備の整備、大規模修繕及び高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施する。その際、省エネ効果やユニバーサルデザインに配慮する。

2 安全衛生管理や危機管理等に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 施設設備の定期点検を確実に実施し、安全に維持するための全学的な安全衛生管理体制を強化する。
- (2) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。
- (3) 教職員の健康管理及びメンタルヘルス対策を適切に実施する。
- (4) 災害や情報セキュリティ事件事故、その他の突発的なリスクに対応できる管理体

制を構築し、対応マニュアルを整備するとともに、被害を最小限に食い止めるための事前点検・訓練等を行う。

3 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

法令違反や各種ハラスメント等の人権侵害を防止するため、相談、啓発、問題解決等に全学的体制で取り組む。

VII 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VIII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

XI その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

空調設備等の大規模修繕を第2期中期計画期間中に行う。

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成25年度～平成30年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,387
自己収入	7,649
授業料及び入学金、検定料収入	6,913
雑収入	736
受託研究等収入及び寄附金収入	553
目的積立金取崩収入	212
計	20,801
支出	
教育研究経費	4,413
人件費	13,428
一般管理費	2,407
受託研究等経費及び寄附金事業費等	553
計	20,801

〔積算にあたっての基本的な考え方〕

- 1 中期目標期間中の予算は、前期中期目標期間中の決算額を基礎とし、毎年度一定の歳出削減を図っていくものとして算定している。
- 2 目的積立金取崩収入は、前期中期目標期間の目的積立金残額を今期中期目標期間の業務の財源に充てることについて、地方独立行政法人法第40条第4項の規定により、知事から承認されるものとして算定している。
- 3 物価変動及びベースアップは考慮していない。

〔人件費の見積り〕

- 1 人件費は、「岡山県行財政構造改革大綱2008」による給与カットを復元することとして算定している。

〔運営費交付金の算定方法〕

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

- 1 運営費交付金については、平成24年度の実績額に対し、各年度一定の削減が行われるものとして計上している。

〔受託研究等の見積り〕

- 1 受託研究等収入及び寄附金収入については、前期中期目標期間中の収入実績を基礎に今期中期目標期間中の資金獲得の増を見込んで計上している。

〔大規模修繕費の見積り〕

- 1 大規模修繕費については、中期目標期間中に必要な額を見積もって一般管理費に計上している。

2 収支計画（平成25年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	20,631
經常費用	20,631
業務費	17,893
教育研究経費	4,001
受託研究等経費	464
寄附金経費	—
役員人件費	205
教員人件費	11,118
職員人件費	2,105
一般管理費	1,617
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	1,121
臨時損失	—
収入の部	20,419
經常収益	20,419
運営費交付金	11,476
授業料収益	5,850
入学金収益	736
検定料収益	327
受託研究等収益	464
寄附金収益	48
補助金収益	97
財務収益	—
雑益	300
資産見返負債戻入	1,121
資産見返運営費交付金等戻入	892
資産見返寄附金戻入	48
資産見返補助金戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	160
臨時利益	—
純利益	△212
目的積立金取崩額	212
総利益	—

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費等を含む。
 特定寄付金等に係る経費は、教育研究経費に含む。

3 資金計画（平成25年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	20,968
業務活動による支出	19,813
投資活動による支出	881
財務活動による支出	107
次期中期目標期間への繰越金	167
資金収入	20,968
業務活動による収入	20,261
運営費交付金による収入	12,387
授業料及び入学金、検定料による収入	6,913
受託研究等収入	464
寄附金収入	88
その他の収入	409
投資活動による収入	327
財務活動による収入	—
前期中期目標期間からの繰越金	380

注) 次期中期目標期間への繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金68百万円及び目的積立金残額99百万円である。また、前期中期目標期間からの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金68百万円及び目的積立金残額312百万円である。